

今後の化学物質管理のあり方について

【第 9 回「あり方検討会」 (9/30) の資料及び主な御意見】

< 前回示した論点 >

- ▶ 特に危険有害性の高い物質・作業について、厳格な措置を求めることも重要ではあるが、毎年約千種類の新規化学物質が開発され、万単位の化学物質が製造・使用され、労働災害の多くが「自主管理物質」で発生していることから、今後の規制は物質の危険有害性に基づく「自律管理」を基軸として、その実効性を高めることにより重点を置くべきではないか。
- ▶ 今後危険有害性に基づく「自律管理」を基軸とする場合において、それでもなお「個別管理物質」として管理すべきものはどのようなものか。「個別管理物質」として規制するものと、「自律管理物質」として基本的には個別具体的な措置は規定しないものの線引きはどう考えるか。
- ▶ 「自律管理」の実効性を高めるためには、「自律管理物質」について求められる措置について、個別具体的に措置を規定する「個別管理物質」とは違った方法で、より具体化することが重要ではないか。
- ▶ 「自律管理」の基本となるリスクアセスメントの結果に基づく措置の実効性を高めるためにはどのような具体的措置、基準を設けるべきか。現行の一般的義務規定である「衛生基準」はどのように見直すべきか。

< 前回出された主な意見 >

- 危ないところにバランスの取れた対策を取るより、欧米以上の基本対策を課した上で免責されたければ専門家に証明させることでどうか。
- 高圧ガスや圧力容器は自主管理で検査周期を延長するなどガチガチの規制をやめ、「できるところがやる」という姿勢。
- 自主的な仕組みを醸成する、広げていくことがまずスタート。

< 前回示した論点 >

- ▶ 「自律管理」が適切に実施されていることを担保・確認するための仕組みについてどのようなことが考えられるか。
- ▶ 「自律管理」を支える人材にはどのような知識、経験が必要か。そのような人材をどのように育成するか。インダストリアル・ハイジニスト等の専門家はどのように関与すべきか。
- ▶ 「自律管理」を行うことが困難な中小企業については、どのような対策を講じるべきか。
- ▶ 特化則、有機則等に基づく措置が十分に実施されていない中小企業に対して、どのような支援や対策を講じることが効果的か。

< 前回出された主な意見 >

- 危ないところにバランスの取れた対策を取るより、欧米以上の基本対策を課した上で免責されたければ専門家に証明させることでどうか。専門家が育たないのはニーズがないから。
- 中小企業が対策を進めるに当たってのネックは資金。配慮が必要。
- 中小企業向けに、身近なところで相談できる窓口が必要。
- 行政にチェックいただくと安心だが、無理なら中災防や産業保健総合支援センターでも。
- 49人以下で安全衛生委員会がないと安全に関心を持つ機会がない。

< 前回の議論を踏まえた具体的な論点 >

- 有害性（特に発がん性）の高い物質について、国がリスク評価を行って個別管理物質に追加していくというこれまでの方法を、今後は以下の仕組みに見直す（衛生基準も以下の仕組みに合わせて見直す）こととしてはどうか。
 - ▶ 国によるGHS分類の結果、一定以上の危険有害性の区分に該当する物質を「自律管理物質」と位置づけ、ラベル表示・SDS交付の義務対象とした上で、危険有害性情報に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく自律的なばく露防止対策の実施を義務付ける。
 - ▶ 「自律管理物質」のうち、ばく露限界値のある物質については、当該ばく露限界値を法令上の基準として位置づけ、労働者のばく露濃度が基準以下となるよう必要な措置を講ずることを義務とする（ばく露限界値以下に維持するための手段は限定しない）。
 - ▶ 「自律管理物質」のうち、ばく露限界値のない物質については、例えば以下のような基本的な対策の考え方（具体的な手段は限定しない）を法令で規定し、その考え方に基づく措置の実施を義務付ける。
 - ・ 発散源をできるだけ密閉化するとともに、換気等により、作業場の気中濃度をできるだけ低下させること。
 - ・ 一定以上の有害性が認められる物質を取り扱う場合は、上記に加え、労働者に呼吸用保護具を使用させること。
 - ▶ 「自律管理物質」のうち、皮膚・眼刺激性のある物質や皮膚から吸収される物質を密閉系ではない方法で取り扱う場合は、安衛則第594条に基づき、皮膚障害等防止用の保護具の使用を義務づける（現行の安衛則第594条の備え付け義務は、使用義務に見直す）。
 - ▶ 個別管理物質を追加することを目的とした国によるリスク評価のあり方は、対象物質選定の考え方を含め、別途整理する。
- 自律管理物質について、健康診断の実施についてはどのように考えるか（特殊健診は求めないが、年1回の一般健康診断で作業による健康影響の有無を確認するという考え方は取り得るか）。また、特殊健診と特定業務従事者健診の両方を求めている物質との関係はどのように考えるか。

< 前回の議論を踏まえた具体的な論点 >

- 自律管理物質の管理が適切に行われていることを確保するために、以下のような取組を求めることは考えられるか。
 - ・ 衛生委員会等において、自律管理物質の管理状況を労使で共有すること。
 - ・ 自律管理の実施状況（リスクアセスメントの実施結果、労働者のばく露の状況、保護具の使用を含む措置の実施状況等）を記録し、一定期間保存することを義務付けること。

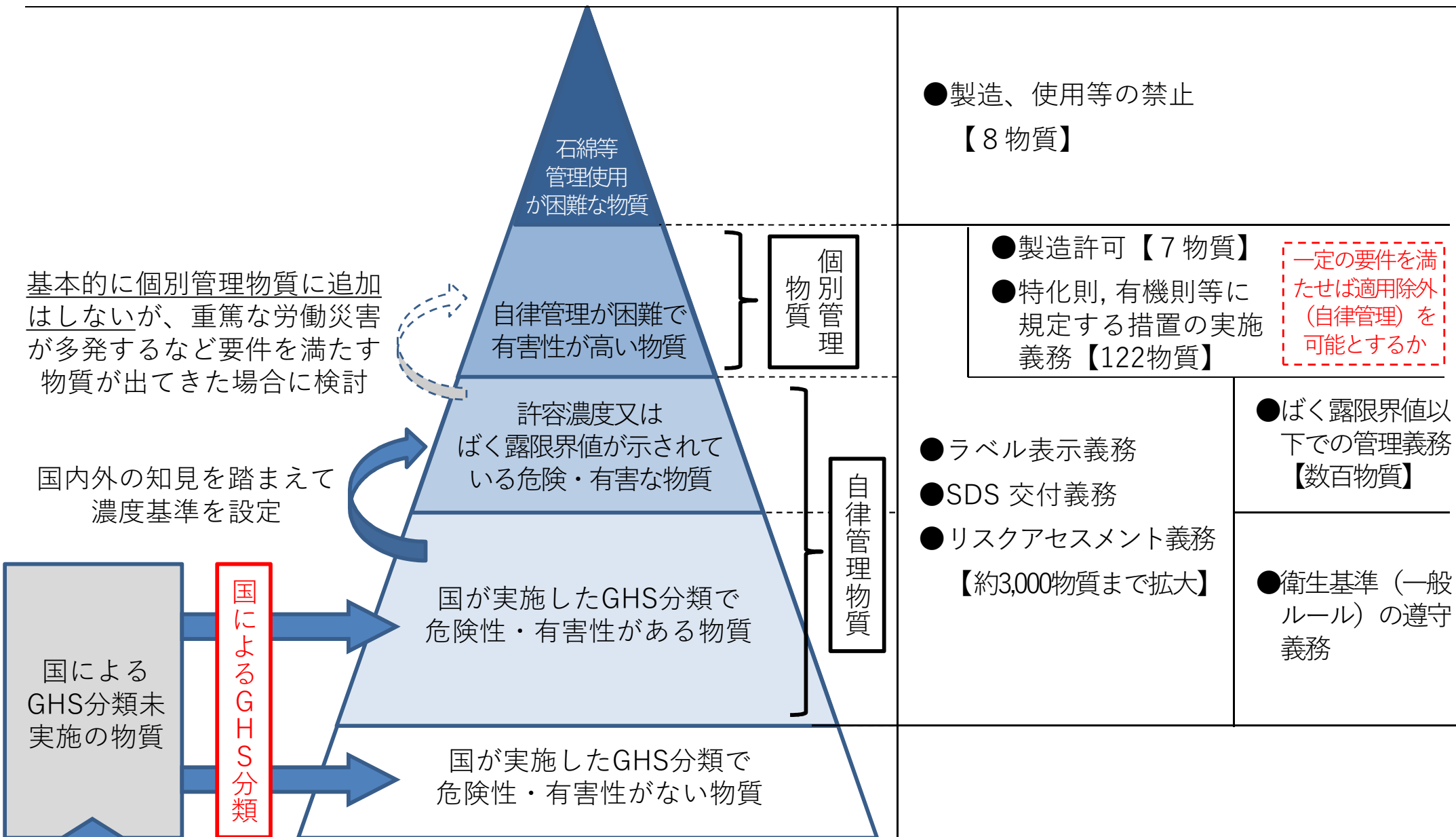
- 上記の新たな仕組みに見直した場合も、なお個別管理物質として新たに規制すべきものとして考えられるものはあるか。例えば以下のようなものについてどう考えるか。
 - ・ 重篤な労働災害が多数発生させている物質
 - ・ 有害性に関するGHS分類の区分が高く、かつ、許容濃度が低い、蒸気圧が高いなど、特に管理が困難と考えられる物質

- 個別管理物質についても、例えば以下のような一定の要件が満たされている場合は、リスクアセスメントを中心とする自律管理を認める（特化則、有機則の適用を除外する）ことは考えられるか。
 - ・ 一定の期間の実務経験を有するインダストリアル・ハイジニスト、衛生工学衛生管理者など化学物質管理に関する高い専門性を有する人材が、作業場の規模や取り扱う化学物質の種類、量に応じて十分な人数配置されていること
 - ・ 一定期間、個別管理物質による労働災害を発生させていないこと
 - ・ 一定期間、個別管理物質による有所見者を発生させていないこと
 - ・ 一定期間、個別管理物質を良好な状態で維持管理できていること

< 前回の議論を踏まえた具体的な論点 >

- 中小企業向けに化学物質管理を支援する仕組みとしてどのようなものが考えられるか。
 - ・ 化学物質管理に係る情報を集約したポータルサイトの整備
 - ・ 一定の期間の実務経験を有するインダストリアル・ハイジニスト、衛生工学衛生管理者など化学物質管理に関する高い専門性を有する人材や、化学物質管理に関する豊富な経験を有する者による助言支援を行う公的サービスの整備
 - ・ スマートフォンやタブレット等を活用して、専門知識がなくても化学物質管理を容易に実施可能な、簡易な管理支援システムの開発

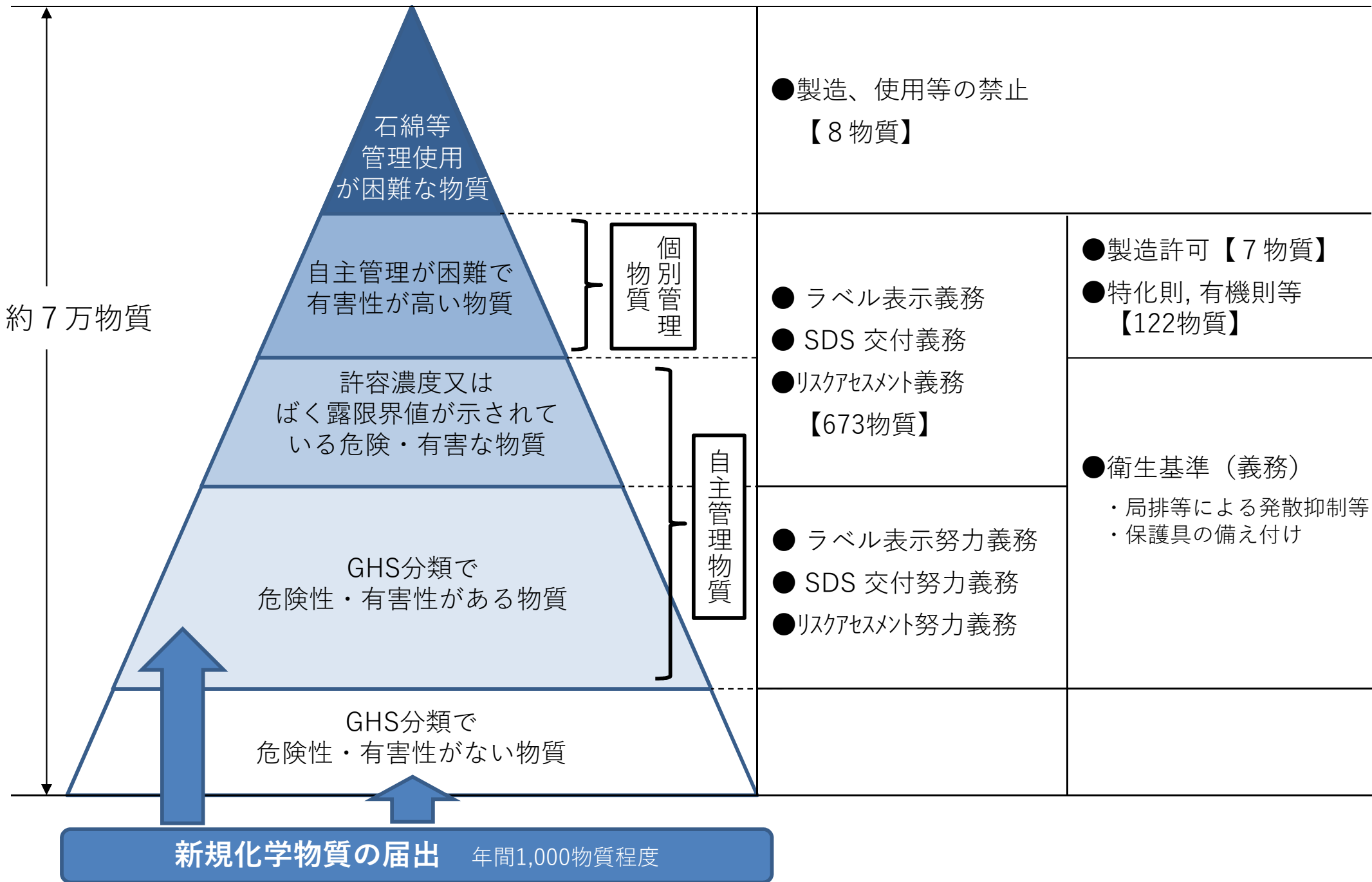
(化学物質規制の仕組みの見直しイメージ)



(注) 国がGHS分類未実施の物質であっても、GHS分類に基づく危険有害性がある物質については、ラベル表示、SDS交付、リスクアセスメント実施の努力義務がある

新規化学物質の届出

(参考) 現行の化学物質管理の仕組み



【第9回「あり方検討会」（9/30）における主な御意見】

上記資料（「今後の化学物質管理のあり方について」）に係る主な御意見は以下のとおり

- 現在、個別管理に相当する水準の物質が今後は自律管理となるということか。
同じ有害性（レベル）であっても、現行と今後では違う基準となるということか。
- P4にあるとおり、個別管理物質として新たに規制すべきものとして、重篤な労働災害が多数発生させている物質などは、その対象とすべきと思う。
- 個別管理物質についても一定の要件が満たされている場合は、リスクアセスメントを中心とする自律管理を認める（特化則、有機則の適用を除外する）ことについて、健康管理以外は適用除外すべきではない。
- 自律管理に転換するためには、事業者への意識付けや取組を促すしくみが必要。
- ばく露限界値がない物質の管理をどのように行うべきか。
- 現在リスクアセスメントをしなくても問題が起きていないところもあり、リスクアセスメントの義務対象が拡大することについて違和感がある。
- まずはリスクアセスメントを何年かやってみて、問題がなければ外していくといったことではないか。
- 自律管理を進めるためには、中小企業を取組をサポートを仕組みが必要。
- 化学物質管理に係る情報を集約したポータルサイトについてはデータの更新を進めるべき。
- 外部人材だけでなく社内人材の育成支援が必要。